

出先機関改革のスケジュール

- 8月末 各省が自己仕分け結果を地域主権戦略会議に提出
- 9月 総理から各省大臣に、再検討を指示
- 10月7日 地域主権戦略会議(第7回) 各省の自己仕分け結果を報告
- 10月15日 内閣府が各省に出先機関改革の再検討の指針を示し、再検討を要請
(各省は、10月中に再検討を終了)
- 11月・12月 地域主権戦略会議等で議論
- 年末 アクション・プランの策定

出先機関改革の再検討の指針

1. 地方自治体が見直しを特に強く望んでいるものについてはその方向で移譲する。

(例)

(全国知事会の最重点事項)

- ・ ハローワーク（公共職業安定所）
- ・ 直轄国道（高規格幹線道路を除く）
- ・ 直轄河川（一の都道府県で完結するもの等）

2. 国が地方移譲の障害として掲げている理由について、それを解決して地方に移譲する。

(例)

- ・ 「広域性」が地方移譲の障害になっている場合には、都道府県連合等の広域的实施体制が整備されれば全国一斉でなくても部分的に移譲できる
- ・ 「統一性」が地方移譲の障害になっている場合には、国が統一的判断基準等を定めた上で、さらに条件を整備すると地方移譲が可能となる
- ・ 「専門性」が地方移譲の障害になっている場合には、国・地方間の人事交流等により地方移譲が可能となる

3. 社会経済情勢の変化等に伴い、必要性が乏しくなったものは、廃止又は縮小する。
4. その他積極的に自己仕分けに上乘せの提案を盛り込む。

地域主権改革に係る見直し検討案(ハローワーク)

- ① 自治体から国(労働局・ハローワーク)への要請権・国による対応義務の創設【自治体と国の協働体制】
- ② ハローワークの職業紹介に関する事務の一部の先行移管[特区要望への対応]
- ③ 自治体無料職業紹介事業への法的位置づけの付与・国の求人情報の自治体への開放[地方分権改革推進委員会「第2次勧告」等における見直し事項への対応]
- ④ ハローワークの地方移管に関する論点整理のための円卓会議の開催と国民的アンケート調査の実施

① 自治体から国(労働局・ハローワーク)への要請権・国による対応義務の創設 【自治体と国の協働体制】

- 自治体と国(労働局・ハローワーク)がそれぞれ実施する施策が一体となった対策の推進が重要。
(自治体:雇用創出対策、福祉政策、就業支援施策等 国:職業紹介、雇用保険、企業指導等)
- 自治体と国(労働局・ハローワーク)が雇用対策協定を締結し、自治体の意向を国の雇用対策の実施に反映する両者の協働体制を整備。

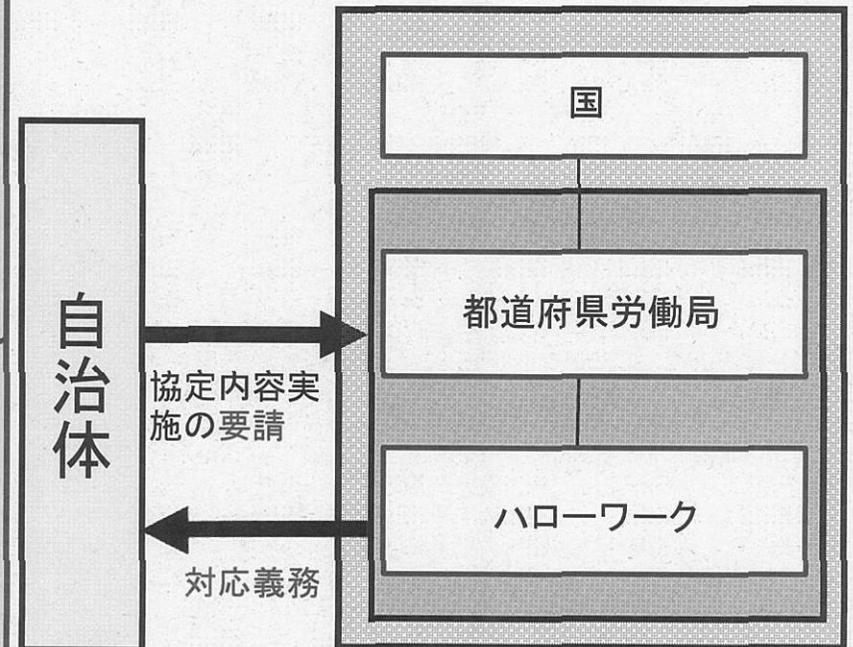
I. 地域の実情に応じた効果的・効率的・機動的な対策の実施

- 自治体が希望する場合、「雇用対策協定」(*) (自治体と国の協働の内容を定める。共同の目標値なども設定。)を締結
(*)北九州市に先行事例 (次ページ参照)
- 協定内容の実施に係る自治体からの要請には、国による誠実対応義務を創設

II. 自治体と国による進捗状況の把握・全体調整の実施

- 「運営協議会」(協定を結んだ自治体と国で構成)を設置し、定期的に協定内容の実施状況をフォロー
- 協定内容は、自治体からの要請や雇用情勢などに応じて随時改訂

(イメージ)



※ 現行では、毎年度、都道府県・労働局が雇用に関する施策の実施方針となる「雇用施策実施方針」を策定。策定に当たり、知事の意見を聞くことにとどまり、内容の決定権限は国にある。

【参考】雇用対策協定の先行事例（北九州市雇用対策協定）

北九州市

協定内容実施の要請

福岡労働局

北九州市雇用対策協定

平成22年3月31日

北九州市長・福岡労働局長

【項目立て】

- 市内の雇用情勢・課題
- 緊急的な雇用対策等
- 市と労働局との連携体制拡充による雇用対策
- 若年者向け雇用対策
- 子育て女性等向け雇用対策
- 中高年齢者向け雇用対策
- 障害者等向け雇用対策
- 生活保護世帯・母子家庭に対する就業支援等
- 職業能力形成
- 雇用対策に関する目標の設定

市と労働局の平成22年度目標

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 若年者の就職件数 | 約8,200人/年 |
| (2) 中高年齢者の就職件数 | 約6,700人/年 |
| (3) U・Iターン就職者数 | 約60人/年 |
| (4) 子育て中等の求職者の支援件数 | 約6,800人/年 |
| (5) 障害者の就職件数 | 約450人/年 |
| (6) 新規高校卒業者の就職内定率 | 95%程度以上 |

【具体的な対策例】

○市が実施する事業

- ・市産業雇用戦略によるサービス産業を中心とした雇用創出
- ・企業誘致
- ・U・Iターン対策の実施 など

○労働局が実施する事業

- ・法定雇用率達成・採用内定取消し回避のための企業指導
- ・雇用調整助成金等の支給の迅速化 など

○市と労働局が一体となって実施する事業

- ・相互に連携・協力した求人確保要請・求人開拓
- ・合同就職面接会の開催
- ・ふるさとハローワークを新たに共同で設置
- ・パッケージ事業の実施
- ・ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業の実施と関連求人の充足
- ・生活保護世帯・母子家庭に対するチーム支援
- ・生活福祉・就労支援協議会の設置 など

【参考】

- 市から要請があった場合は、国に対応努力義務
- 協定の実施状況のフォローなどため、国と自治体の関係者で構成される運営協議会を設置
- 協定内容については必要に応じて随時改訂

※ このほか、本年4月に、神奈川県知事と神奈川労働局長連名で雇用施策等実施方針を、7月に、長崎県知事と長崎労働局長連名で事業共同実施計画を策定。

② ハローワークの職業紹介に関する事務の一部の先行移管[特区要望への対応]

○ 全国ネットワークの上乗せとなっている事業について、自治体の具体的な要望を踏まえ、自治体への委託等を含めた支援を実施。

※ ナショナルミニマムとして全国ネットワークにより職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施している部分の移管は困難。

③ 自治体無料職業紹介事業への法的位置づけの付与・国の求人情報の自治体への開放[地方分権改革推進委員会「第2次勧告」等における見直し事項への対応]

① 現行の職業安定法では、職業紹介は国の職業紹介と自治体を含む国以外の職業紹介事業者による職業紹介に整理されているが、自治体の無料職業紹介事業について、現在同格に位置付けている民間の職業紹介事業とは異なる公的位置付けを持たせる。

② 自治体の無料職業紹介事業において必要となる国の求人情報を、地方の職員が利用できるようにする。

③ 雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険受給資格決定に必要な書類の取次ぎについて、自治体の無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。

※ 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(H20.12.8)・「出先機関改革に係る工程表」(H21.3.24 地方分権改革推進本部決定)における都道府県労働局の事務・権限の見直し事項への対応。

④ハローワークの地方移管に関する論点整理のための円卓会議の開催 と国民的アンケート調査の実施

地方自治体や労使関係者、学識関係者等で構成した円卓会議を厚生労働大臣が設置し、地方移管した場合・地方移管しなかった場合の具体的なメリット・デメリットについて、利用者の視点に立って、一年程度かけて、具体的かつ詳細な議論を行う。

また、その際には、ハローワークの地方移管に関して、複数回の大規模な国民的なアンケートを行う。

これらを通じて、地方移管に関する具体的かつ詳細な論点整理を行い、ハローワークの地方移管に関する政策決定を行うこととする。

平成 21 年 2 月 5 日

厚生労働大臣
舩 添 要 一 殿

労働政策審議会
会 長 菅 野 和 夫

地方分権改革に関する意見

本審議会は、標記について、「労働政策審議会各分科会の地方分権改革推進委員会「第2次勧告」に関する見解」に基づく議論の結果、下記のとおり結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、意見を申し述べる。

貴職におかれては、下記を踏まえ、地方分権改革の推進に当たり、適切に対処されたい。

記

昨年12月8日、地方分権改革推進委員会は「第二次勧告」を公表し、将来的なハローワークの漸次縮小及び全面地方移管、都道府県労働局のブロック機関化及び地方厚生局との統合を行うべき旨を示した。

また、同月16日、地方分権改革推進委員会は決議を行い、ハローワークの全職員の地方移管について政府に具体化に向けた措置を求めることを明らかにした。

以上の点について、関係分科会における審議を踏まえた当審議会の意見は以下のとおりである。

1 ハローワークの縮小について

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。

- ① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人

材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。

- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今まさに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

2 都道府県労働局のブロック機関化について

都道府県労働局では、雇用均等業務、個別労使紛争の調整、労働者派遣事業等への指導監督、助成金の審査、労働保険の適用・徴収、雇用対策に関する都道府県との調整、最低賃金の決定等の業務を自ら行っている。

雇用均等業務や個別労使紛争の調整、労働者派遣事業等の指導監督、助成金の審査、労働保険の適用・徴収等の業務においては、個々の労働者や事業主が直接労働局に相談に訪れたり、労働局から事業所を訪問して必要な調査や指導監督を行っており、労働局がブロック機関化されれば、労働者や事業主の利便性が大きく損なわれる、労働者の権利救済に甚大な影響を及ぼす、事業所の実態を踏まえた機動的な指導監督ができなくなる、行政運営が著しく非効率化するなどのおそれがある。

また、雇用対策の推進や最低賃金の決定等に当たっては、都道府県や都道府県単位で組織される労使団体と緊密な連携を図っているところ、労働局がブロック機関化されれば都道府県や労使団体との関係が疎遠になり、地域の実情を踏まえた実効ある雇用対策の推進や地域別最低賃金額の決定が困難になるおそれがある。

さらに、これらの業務を労働基準監督署又はハローワークに行わせることは、業務の性格の相違、司法警察権限の行使との関係、求人確保に与える影響、都道府県等との連携・協力を効果的に行う機能等を考えれば、なじまないと考える。

都道府県労働局のブロック機関化については、以上の問題点を十分踏まえ、労働者や事業主の利便性、労働者保護の実効性、機動的かつ効率的な行政運営を損なうことのないよう、慎重に検討すべきである。

平成22年4月1日

厚生労働大臣
長 妻 昭 殿

労働政策審議会
会長 諏 訪 康 雄

出先機関改革に関する意見

本審議会は、標記について、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり、意見を申し述べる。

貴職におかれては、下記を踏まえ、出先機関改革の推進に当たり、適切に対処されたい。

記

現在、政府は地域主権改革の一環として出先機関の抜本的改革に取り組んでいる。

これに関し、去る3月23日には、全国知事会に設置された国の出先機関原則廃止プロジェクトチームは、労働局並びに労働基準監督署及びハローワークを地方移管すべき旨を示したとりまとめを行った。今後、内閣府に設置された地域主権戦略会議において、出先機関の抜本的改革について検討するとされているが、これらの点についての、当審議会の意見は以下のとおりである。

1 ハローワークの地方移管について

ハローワークの地方移管に関する当審議会の意見は、平成21年2月5日付け「地方分権改革に関する意見」に記したとおりであり、改めて以下のことを確認する。

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。

① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人

材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。

- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
- ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
- ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

2 労働基準行政、雇用均等行政、個別労働紛争対策等について

労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法等の基準の設定及び履行確保のための監督や指導、労災保険における認定業務は、現在国並びに労働局及び労働基準監督署において直接実施している。このような業務については、地域の状況等によらず全国統一的に労働者を保護する必要があること、全国的な問題事案に一斉に対応する必要があること、公正競争の確保の観点からも労働関係の規制の適用には厳密な全国統一性が求められること等から、国の責任によりそれらを担保する形で実施される必要がある。

また、個別労働紛争対策については、国は労働基準監督署をはじめ労働法令の施行機関を有し、都道府県は三者構成の労働委員会を有しており、国と都道府県のそれぞれに特長があるので、現在の複線型の仕組みを活かし、両者がそれぞれの特長を最大限に発揮しつつ連携協力することが重要である。

なお、政府において、事業仕分け的な手法も用いて出先機関の仕分けを行うことを検討しているとも聞くが、労働局並びに労働基準監督署及びハローワークに係る出先機関改革は、労働政策の実施体制の在り方そのものにもかかわるものであり、労働政策に関する重要事項として当審議会において審議されるべきものである。今後、政府においては、このことを踏まえた適切な対処を要望する。

地域主権戦略大綱（抄）

平成22年6月22日
閣議決定

第1 地域主権改革の全体像

1 「地域主権改革」の理念と定義

(1) 地域主権改革の意義

地域主権改革は、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて、改革を推進していかなければならない。

(2) 地域主権改革の定義

「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」である。

「地域主権」は、この改革の根底をなす理念として掲げているものであり、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」や、国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」の考え方と相まって、「国民主権」の内容を豊かにする方向性を示すものである。

2 地域主権改革が目指す国のかたち

(1) 社会経済情勢の変化への対応

我が国は、人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化や、経済のグローバル化や情報通信の高度化、さらには地球規模での厳しい環境・エネルギー・食料制約といった資源制約等の課題に直面している。時代が激動の変革期を迎えている現在、これらの課題に適切に対応し、発展し続けるためにも、地域主権改革を断行する必要がある。地方公共団体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に広く担い、国は国際社会における国家としての存立にかかわる事務を始めとする本来果たすべき役割を重点的に担えるようにし、あわせて、地域の様々な資源や歴史、文化、伝統等を最大限活用し、それぞれの地域において富を生み出すという考え方に基づいて活力ある地域をつくり、「依存と分配」の仕組みを「自立と創造」の仕組みに転換しなければならない。

(2) 地域主権改革が目指す国のかたち

国のかたちについては、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつくっていく。

国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担っていく。その中でも、住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける。

これを基本として、国と地方公共団体は、行政の各分野において適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていく。

(3) 住民による選択と責任

地域主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくるものであり、地方公共団体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になる。地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革である。住民や首長、議会の在り方や責任も変わっていかねばならない。

3 地域主権改革の工程

地域主権戦略大綱（以下「本大綱」という。）は、地域主権改革の意義や理念等を踏まえ、憲法や国際条約との整合性にも配慮しつつ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにするものである。地域主権改革の主な課題は、本大綱の第2以下に掲げるとおりである。

なお、今後の工程に関して、前倒しして実施できるものについては、その都度柔軟に前倒しして実施するものとする。

今後、本大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、地域主権改革の一層の推進に向けて、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定し、積極的に取り組んでいくこととする。

取組に当たっては、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層政治主導で集中的かつ迅速に地域主権改革を推進する。また、適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、地域主権改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

同時に、地域主権戦略会議及び国と地方の協議の場を法制化する。

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

1 改革に取り組む基本姿勢

（1）改革の理念

国の出先機関について、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるといふ「補完性の原則」の下、①国民・住民にとっての国・地方の役割分担の最適化、②国と地方を通じた政策展開や行政運営の最適化・効率化、③ガバナンスの確保の三つの観点を踏まえ、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。

（2）実効性の確保

こうした理念の下での改革の実を挙げるため、改革の工程を明らかにし、実効に向けて必要となる種々の条件整備、新たな枠組みやルールを検討・具体化に早急に着手し、可能なものから、逐次、柔軟かつ段階的に実現していく。

2 改革の枠組み

（1）進め方の基本

国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直すこととし、地方自治体側を始め制度の利用者など広く関係各方面の意見等をも踏まえつつ、国と地方の役割分担の見直しに伴う事務・権限の地方自治体への移譲等を進めた上で、それに伴う組織の廃止・整理・合理化等の結論を得る。

（2）国と地方の役割分担の考え方

「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担い、国は、国が本来果たすべき役割（地方自治法第1条の2第2項）を重点的に担うこととなるよう、現行の国と地方の役割分担を見直す。

（3）個々の事務・権限の取扱い

国の出先機関の事務・権限については、国と地方の役割分担の考え方を踏まえ、「補完性の原則」に基づき、その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合（注）を除き、地方自治体に移譲することとし、地方の発意による選択的実施や広域的実施体制の整備状況をも考慮の上、地方自治体へ移譲するものや国に残すものなどの類型に区分した整理（「事務・権限仕分け」）を行う。

その際、地域主権改革に資するものであるかどうかの観点から、①国民・住民の二

ーズや利便性、②地方の自主性・自立性の発揮、③地方自治体による総合行政の確立を総合的に勘案するものとする。

(注)「事務・権限の特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合」については、以下に掲げるものなど真にやむを得ないものに限定する。

- ① 複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお、著しい支障を生じるもの
- ② 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、各地方自治体の対応の相違等により著しい支障を生じるもの
- ③ 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応等に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
- ④ 事務・権限の的確な執行体制(人材、予算、知見の集積等)の整備が不可欠である一方で、見込まれる事務量等が微少であることにより、地方移譲に伴い行政効率が著しく非効率とならざるを得ないもの

(4) 財源・人員の取扱い

(財源の取扱い)

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

(人員の移管等の取扱い)

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築(移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等)

(5) 柔軟な取組み

(地方の発意による選択的实施)

事務・権限の地方移譲の実効性を確保する観点から、事務・権限の特性にも留意しつつ、全国一律・一斉に取り扱うのではなく、地方の発意による選択的实施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。

(広域的实施体制)

その際、都道府県や市町村の単位を前提とするもののみならず、広域性を有する事務・権限の地方移譲を推進し、その実効性を確保する観点から、関係する自治体間の意思決定や責任の所在の明確化にも留意しつつ、自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域的实施体制の整備に応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて検討・構築する。

(6) 今後の改革の進め方

(事務・権限仕分けの進め方)

上記2の(3)の「個々の事務・権限の取扱い」に沿って、以下により、事務・権限仕分けを行う。

- ① 各府省は、地方自治体側の意見・要望等をも踏まえつつ、自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け(「自己仕分け」)を行い、その結果を本年8月末までに地域主権戦略会議に報告する。
- ② 地域主権戦略会議は、当該「自己仕分け」の内容について精査を行い、地域主権戦略会議としての事務・権限仕分けを行う。
- ③ 事務・権限仕分けの区分については、次に掲げるパターンを基本とする。
 - A 地方自治体へ移譲するもの
 - a 全国一律・一斉に移譲するもの
 - b 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの
 - ① 現行の行政区域を前提とするもの
 - ② 都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの
 - B 個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの
 - ① 現行の行政区域を前提とするもの
 - ② 都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの
 - C 国に残すもの
 - a 独法化や民間委託化など実施主体の見直しを検討するもの
 - b 本府省への引上げを検討するもの
 - c 引き続き出先機関の事務・権限とするもの
 - D 廃止・民営化するもの

(「アクション・プラン(仮称)」の策定)

上記の事務・権限仕分けの結果を踏まえ、個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針及びその実現に向けた工程やスケジュール並びに組織の在り方について明らかにする「アクション・プラン(仮称)」を年内目途に策定する。その際、地方自治体への移譲等については、地方自治体側の要望をも踏まえ、重点的に取り組むべき事項の速やかな実施を検討し、平成23年通常国会への法案提出も含め、可能なものから速やかに実施することを基本とする。